

令和5年10月20日
質の高い教師の確保特別部会
(第5回)
資料 2 - 3



福岡市立学校における 勤務間インターバル制度について



令和5年10月 福岡市教育委員会

1	福岡市の概況	・・・・・・・・・・	P 2
2	働き方改革の取組み	・・・・・・・・・・	P 3
3	勤務間インターバル制度		
	（1）経緯	・・・・・・・・・・	P 6
	（2）概要	・・・・・・・・・・	P 8
	（3）取組みの強化	・・・・・・・・・・	P 10
	（4）運用状況	・・・・・・・・・・	P 11
4	制度導入の成果と今後の課題	・・・・・・・・・・	P 12
5	今後に向けて	・・・・・・・・・・	P 13

○ 福岡市立学校の概況（令和5年5月1日現在）

区分	総数	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
学校数	228	145	70	9	4
児童生徒数	127,214	82,843	38,796	1,943	3,632
学級数	5,149	3,209	1,390	457	93
教員数	8,636	4,726	2,658	960	292

※ 学校数は、休校の小学校1校を除く。

主な経過

○ 平成30年3月

「福岡市立学校教職員の業務改善のための実施プログラム」を策定

- ・ 教員の**業務負担軽減**
- ・ 教員の**意識改革**

○ 令和2年4月

時間外在校等時間の上限時間を設定（原則月45時間以内）

○ 令和4年4月

「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」を策定

○ 令和4年9月

市長による勤務間インターバル宣言

学校における、**11時間の勤務間インターバル制度**を導入

インターバル導入前からの取組み

① 支援スタッフの配置

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・部活動指導員
- ・教員業務支援員 など

② 業務の効率化など

- ・教職員庶務事務システムの導入
- ・タブレットなどICT機器の活用(保護者との欠席連絡対応など)
- ・教員業務の学校事務への振替え など

③ その他 環境整備

- ・自動音声メッセージ機能付電話の整備
- ・学校閉庁日の設定
- ・地域・保護者への協力依頼文書の配付
- ・出退勤管理システムの導入
- ・管理職面談、管理職研修 など

3 勤務間インターバル制度 (1) 経緯

〔時間外在校等時間の状況〕

働き方改革に取り組んできたが、令和4年4月から7月までの教員の勤務実績では、依然として長時間勤務の実態がみられた。

教育職員の時間外在校等時間（令和4年 4～7月）

区分	45時間超	80時間超
小学校	41%	5%
中学校	56%	18%

福岡市

※ 福岡市の出退勤管理システムより抽出

【参考】教諭の時間外在校等時間（令和4年 10・11月）

区分	45時間以上	80時間以上
小学校	65%	14%
中学校	77%	37%

全国

※ 教員勤務実態調査（令和4年度）の1週間当たりの在校等時間の集計結果より推計

3 勤務間インターバル制度 (1) 経緯

[学校の勤務実態]

- 学校の管理職からは、教材研究・授業準備に熱心なあまり、**多くの時間**をかけている教員がいるという実情を聴く。

【参考】勤務時間外の業務内容（令和4年度）

区分	小学校	中学校
1位	教材研究	教材研究
2位	事務・報告書作成	部活動
3位	校務分掌	校務分掌

一方で、

- 通勤の不便な学校(能古島小中など)の教員や、幼い子どもを持つ教員などは、退勤時刻を意識して計画的に働いている実態がある。



教員の**業務負担軽減**に加えて、
教員の**意識**も依然として課題がある

これまでは、
長時間勤務を解消するために、時間外在校等時間について、
「月」単位で上限時間を設定し、管理を徹底してきたが、
教員の意識改革や勤務時間管理を更に進めるためには、
「日々」の帰る時間を意識した働き方を行うことも重要。

このような中、市長事務部局でも、職員の働き方改革を更に
進めようという動きがあり、令和4年9月より、市長事務部局
と合わせて「11時間の勤務間インターバル制度」を導入。

3 勤務間インターバル制度 (2) 概要

福岡市教育委員会における勤務間インターバル制度

終業時刻から翌日の始業時刻の間に11時間以上の勤務間インターバル（休息时间）を確保する。

A 一般的な勤務時間の例



B 11時間をギリギリ確保できる例



C 翌日の始業時間を調整する例



1 制度の周知

制度を導入する際、学校に勤務間インターバル制度の周知を行い、インターバルの確保に向けた取組みを要請。

2 状況の把握

毎月、学校が「勤務間インターバル対応状況報告書」を作成し、教育委員会へ報告。

※ 全教員がインターバルを確保できている学校は報告不要。

(報告内容)

- インターバルが11時間未満であった職員名と日付等
- その要因
- 今後の対応策

3 学校との協議

インターバルの確保状況等を踏まえ、必要に応じて、教育委員会が学校と協議。

3 勤務間インターバル制度 (3) 取組みの強化

インターバル導入を契機とした取組み

教員の業務負担を更に軽減するために、令和5年度から取組みの充実を図る。

ソフト面

令和4年度		令和5年度
学習指導員		新設
—	▶	221人
部活動指導員		増員
110人	▶	222人
教員業務支援員		増員
約32,000日分	▶	約40,000日分
学校生活支援員		増員
318人	▶	375人
スクールロイヤー		新設
—	▶	1人

ハード面

新規 高性能な複合機の導入
高速かつ多機能化



新規 デジタル採点システムの導入
採点時間を大幅削減



本市の実証結果

中1社会（学年末考査） ※クラス当たり

225分

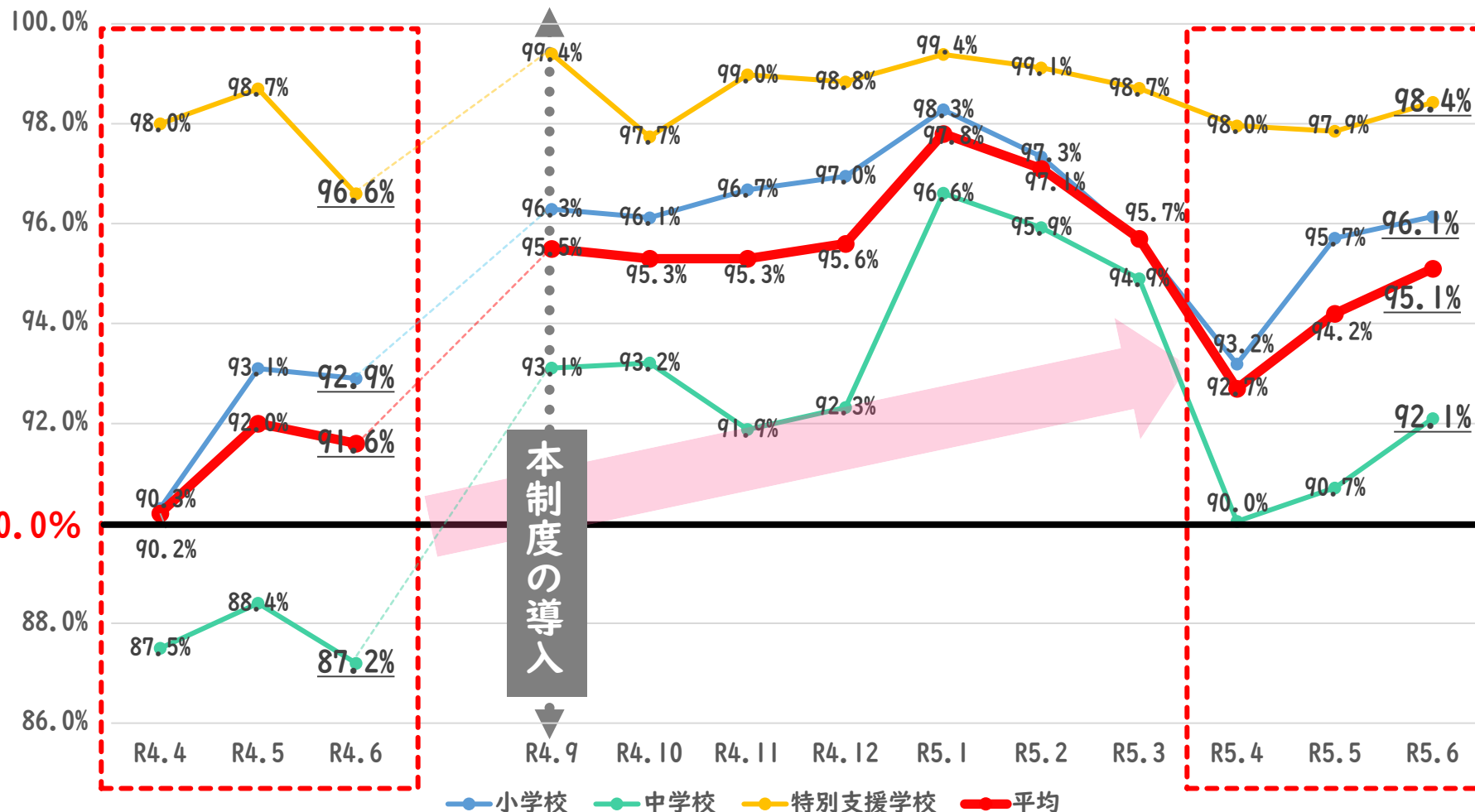
デジタル採点活用

75分

150分短縮（66.6%削減）

3 勤務間インターバル制度 (4) 運用状況

〔勤務間インターバルを11時間以上確保している割合(教育職員)〕



※ 割合の算出式：(職員がインターバルを確保できた総日数/職員のインターバル対象総日数)

(成果など)

- 教員は、管理職の意識が変わり、**帰りやすくなる**とともに、管理職は、教員に早く帰るように**促しやすくなった**こと。
- 退勤時刻を意識して、**計画的に業務を処理**するようになったこと。
- インターバルを確保するため、学校でも**業務の見直しや負担の平準化**などを**検討**するようになったこと。

(課題など)

- **業務量を更に軽減し、早く帰ることができる環境の整備**が引き続き必要。
- 業務の持ち帰りに繋がらないよう、制度の**趣旨を継続的に周知徹底**することが必要。
- 適切な業務分担や協力体制の構築など、**管理職の積極的なマネジメント**が必要。

福岡市では、引き続き、

- ・長時間勤務の**要因分析**と**対応策の検討・実施**
 - ・インターバルの趣旨や働き方改革の意義の**周知徹底**
- などに取り組み、

○ 教員の**業務負担軽減**

○ 教員の**意識改革** の推進を図ることで、

教員の勤務環境を改善し、教職の魅力を高め、

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教員を確保していく。